

資料 2-2

修正前

第4次聖籠町男女共同参画計画の 策定に関する答申書（案）

令和5年1月

聖籠町男女共同参画計画策定委員会

目 次

1	はじめに	1
2	次期計画の体系	3
3	次期計画の基本理念	4
4	次期計画の基本目標	6
	＜基本目標Ⅰ＞町民への男女共同参画の考え方の浸透	6
	＜基本目標Ⅱ＞「人と人・男性と女性」の人権が尊重され、 平等に暮らせるまちづくり	7
	＜基本目標Ⅲ＞「人と人・男性と女性」が活躍できる環境づくり	9
	＜基本目標Ⅳ＞計画の確実な推進	10
5	次期計画の期間	12
6	参考資料	12
	(1) 検討の経緯	12
	(2) 聖籠町男女共同参画計画策定委員会名簿	13
	(3) 聖籠町男女共同参画計画策定委員会条例	14

1 はじめに

我が国における男女共同参画社会の実現に向けた取組は、平成 11 年の男女共同参画社会基本法（以下「基本法」という。）の制定にはじまり、基本法に基づく男女共同参画基本計画や成長戦略等を通じたポジティブアクションなど様々な取組が進められてきた。また、平成 27 年には、女性の採用・登用・能力開発等に向けた、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」¹という。）が成立し、我が国における男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入っている。

このような中、聖籠町においても、平成 29 年度に策定した聖籠町第 3 次男女共同参画計画（以下「現行計画」という。）のもと、男女共同参画社会の実現を目指してきた。

現行計画は、計画を確実に推進するための体制づくりを進めようとするものであったが、この 5 年間の進捗状況を見ると、毎年度の委員会において取組検証を行うことにより、精度は徐々に高まっているものの、人員不足などから組織全体として男女共同参画意識の機運醸成が滞っている状況である。

いうまでもなく、男女共同参画社会実現への取組とは、女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指している。

特に、当委員会においては、男女の固定的な役割分担意識によって、無意識のうちに男女別の選択肢が決められ、個人の能力発揮の可能性を狭めている、ジェンダー²差別の解消こそが最も重要であると考えている。

こうした住民の意識に係る問題への対応は、住民との距離が最も近く、地域の実態に即して取り組むことのできる基礎自治体としての役割が不可欠である。

聖籠町におかれては、このことを改めて認識し、附帯意見も含め、町として真摯に取組を

¹ 【女性活躍推進法】

男女共同参画社会基本法があらゆる分野を対象としていることに対して、女性活躍推進法は、職業生活に取組の対象を限定し、職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境整備などにより、女性の職業生活における活躍を推進することで、男女の人権を尊重し、かつ少子高齢化や国民需要の多様化などの社会情勢の変化に対応することを目的としている。市町村では、地域の特性を踏まえた取組を推進するため、市町村推進計画の策定に努めることが規定されている。

² 【ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）】

身体的な特徴差以外の、社会通念や慣習が作り上げる男性像、女性像をいう。これ自体に良い、悪いの価値を含むものではないが、性差別や性別による固定的な役割分担の価値観、偏見等につながる場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識する必要がある。

進めてほしい。

次期計画が、町の実情を踏まえつつも効果的な内容で策定、かつ実践され、町の男女共同参画社会への実現に寄与することを期待する。

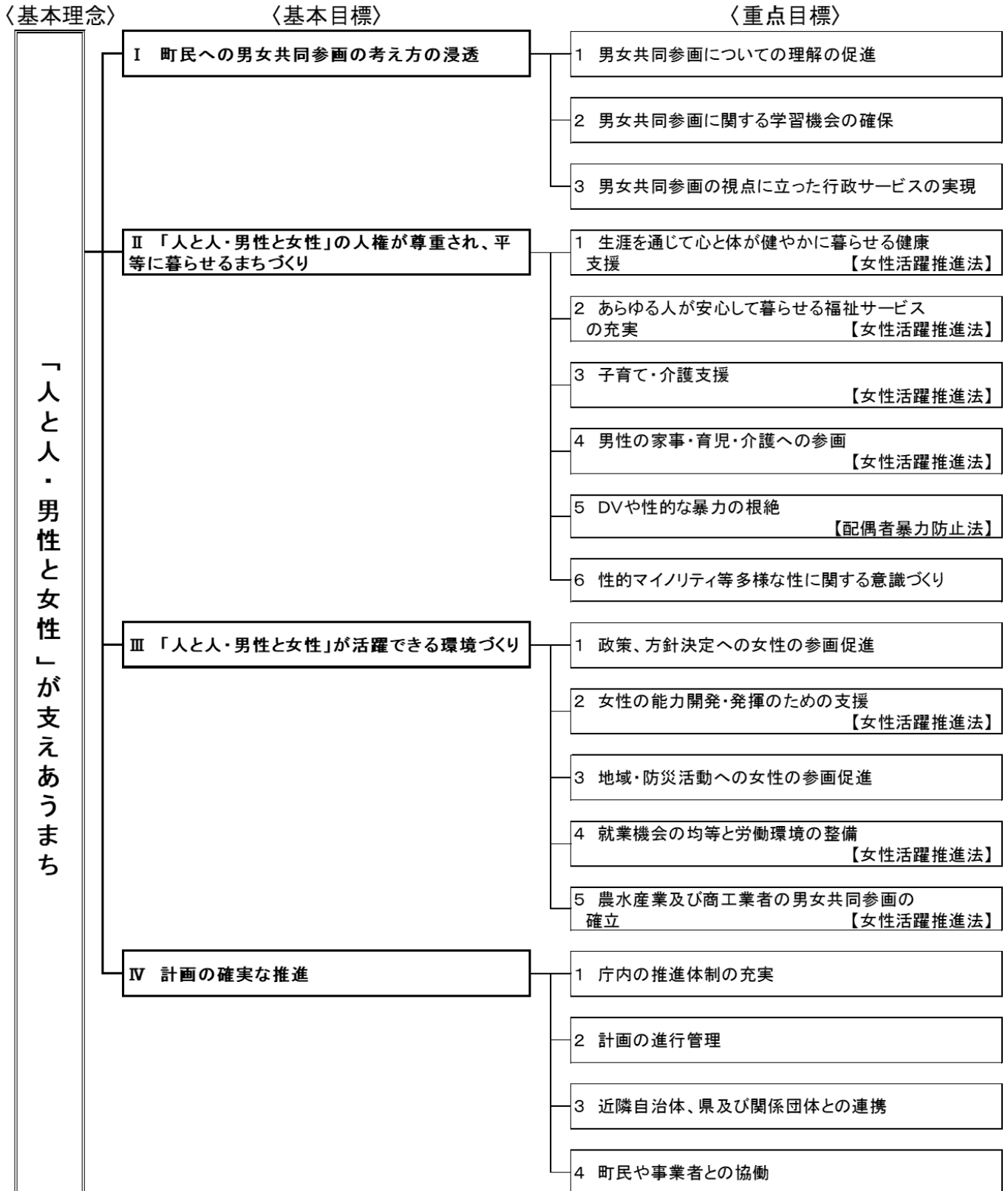
なお、女性活躍推進法の第6条第2項且つ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」³という。）の第2条の3第3項において、市町村は、当該市町村区域内における計画を定めるよう努めることとされている。当該法律の趣旨を鑑み、次期計画と一体的に策定することが望ましいと考える。

令和5年1月
聖籠町男女共同参画計画策定委員会

³【配偶者暴力防止法】

男女共同参画社会基本法があらゆる分野を対象としていることに対して、配偶者暴力防止法は、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的としている。市町村では、地域の特性を踏まえた取組を推進するため、市町村推進計画の策定に努めることが規定されている。

2 次期計画の体系



3 次期計画の基本理念

<基本理念>

「人と人・男性と女性」が支えあうまち

男女共同参画は、男女平等の実現をその目的の一つとしている。身体的な特徴差以外の男女の差は、すべて社会が作り出したもの（以下「ジェンダー」という。）であり、このジェンダーに基づく差別により、無意識のうちに男女別の選択肢が決められ、個人の能力発揮の可能性が狭められていることに問題がある。

男女の役割分担の価値観については、個人の意思は尊重しなければならない。しかし社会として特定の価値観を押しつけてはならない。

そして、社会への参画を望んでいるにも関わらずその機会に恵まれない人へ配慮することが行政の責務である。

また、男女不平等・ジェンダー差別の弊害は、女性、性的マイノリティ⁴及び障がい者などのその他の社会的少数者⁵だけでなく、全ての人へも及ぶことを忘れてはならない。

このことから、男女共同参画の理念とは、突きつめれば、男女不平等・ジェンダー差別の解消により、一人ひとりが互いを対等な人間として認め合う社会の実現にあると当委員会考える。

現行計画の基本理念は、一人ひとりがその個性と能力を発揮できるより良い社会の形成を目指すこと、そして、男女二分論だけでなく、様々な立場にある人のニーズを考慮して『人と人・男性と女性』が支えあうまち」としていた。この考え方は、当委員会における男女共同参画に対する認識、取組の意義と合致しており、次期計画においても、この基本

⁴ 【性的マイノリティ (LGBTQ)】

何らかの意味で「性」のあり方が多数派と異なる人のこと。性的少数者、セクシュアル・マイノリティ、ジェンダー・マイノリティともいう。

性的マイノリティの κατηγοリーを表す言葉の一つとして「LGBTQ」がある。

Lesbian (レズビアン、女性の同性愛者)、Gay (ゲイ、男性の同性愛者)、Bisexual (バイセクシャル、両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー、性自認が身体の性と一致しない人や、どちらの性別にも違和を感じる人)、Questioning (クエスチョニング、性的指向や性自認がはっきりしない、決められないあるいは悩んでいる状況にある人) の総称。

⁵ 【社会的少数者】

当委員会では、障がい者、性的マイノリティ及び外国人など社会における数的少数者に加え、その人数の如何に寄らず、女性のように、特定の性別が優位とされている社会環境下での他の一方の性別についても社会的少数者と捉える。

理念を継承すべきと考える。

なお、基本理念を上記のとおり設定するものの、次項で述べる各基本目標の達成に向け重点的に取り組むべき項目（以下「重点目標」という。）の一部において、特定の性別のみを冠したものを挙げている。これは、当該取組が他の性別や社会的少数者への対応を必要としない趣旨ではなく、取り組むべき課題が特定の性別により大きく集中していると考えられるため、あえて限定的に表記したものである。したがって、当該性別を対象とした取組は、積極的に進めるものとし、各重点目標の意義を踏まえ、必要に応じて、社会的少数者を含めた幅広い町民にも配慮した取組を展開することが望ましい。

4 次期計画の基本目標

<基本目標 I >

町民への男女共同参画の考え方の浸透

現行計画では、町民への男女平等意識の浸透を計画の一丁目一番地としてきたところだが、言葉の認知度や男女共同参画事業の認知度は依然として低い状況である。

また、令和3年度に実施した町民意識調査においても、男女共同参画への町民の認知度は5割に満たず、町の取組に対する認知度は2割でしかなかった。

男女共同参画社会の実現には、社会の意識改革は何よりも重要であり、上記の状況からも、依然として課題が残る。よって次期計画においても意識啓発のための取組は不可欠である。

現行計画では、基本目標 I を「町民への男女平等意識の浸透」としていたが、当委員会において、男女共同参画という言葉が単独で町民が理解することが大切だとの意見も出されたところであり、男女共同参画を推進する上で、「男女共同参画」という言葉の意味、「男女平等」とはどう違うのかを正しく理解できることを目標の中心として、「町民への男女共同参画の考え方の浸透」に改めることが望ましいと考える。

また、理念の浸透のためには、家庭教育、幼児教育及び学校教育分野での取組が重要で、子どもたちへのジェンダー平等教育のみならず、教職員の正しい知識や理解が不可欠となる。この基本目標の達成に向けた重点目標を次のとおり示す。

(重点目標 1) 男女共同参画についての理解の促進

事業の企画に当たっては、町民の年代や性別に合わせた手法及び内容により継続的に行うべきである。

(重点目標 2) 男女共同参画に関する学習機会の確保

あらゆる世代において、男女共同参画を学ぶ場が提供されなければならない。特に、幼児教育現場及び学校教育現場における子どもたちへの取組は重要で、性別に関係なく、互いに尊重し合うジェンダー平等教育と子どもたちを育てる教職員の意識改革が必要である。

また、町内企業等に対する情報提供や啓発にも取り組む必要がある。

(重点目標 3) 男女共同参画の視点に立った行政サービスの実現

町民へ男女共同参画の意識が浸透するためには、町が提供するあらゆる行政サービスにおいても、男女共同参画の視点をもって行われなければならない。そのためには、町職員や教職員の意識啓発も必要である。

また、町民に対する意識調査を定期的に行うことで、町の置かれた状況を知り、取組の成果や課題を図ることができるだけでなく、調査自体が町民への意識啓発にも資すると考える。

＜基本目標Ⅱ＞

「人と人・男性と女性」の人権が尊重され、
平等に暮らせるまちづくり

現行計画の基本目標Ⅱに関連する課題は、今日においても、社会的な課題であることから、次期計画でも継続して取り組むことが必要である。また、近年課題として挙げられるDV⁶防止に係る取組を強化し、性的マイノリティに関する重点目標を新しく掲げるべきである。

また、これまでの性別による固定的な役割分担意識からくる社会的な習慣などから家事などの家庭生活の多くを女性が担っている現状がある。働きたい、又は地域・社会で活躍したいと望んでいるにも関わらず、育児や介護などの家庭の事情等でそれがかなわない人にとっても、平等な暮らしが実現されるための支援に取り組むべきである。

（重点目標１） 生涯を通じて心と体が健やかに暮らせる健康支援

現行計画から継続して取り組むことが望ましい。

⁶【DV（ドメスティック・バイオレンス）】

明確な定義はないが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」との意味で使われることが多く、男性から女性に対する暴力だけでなく、男性が被害者となる場合もある。

暴力の形態は、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力に分類される。

身体的暴力：殴る、蹴る、物を投げつける、首を絞める等

精神的暴力：大声で怒鳴る、何を言っても無視を続ける、交友関係等を制限する等

経済的暴力：生活費を渡さない、外で働くことを妨害する、金銭的な自由を与えない等

性的暴力：性行為の強要、避妊に協力しない等

（重点目標２） あらゆる人が安心して暮らせる福祉サービスの充実

誰もが安心して生き生きと暮らせるためには、高齢者への支援をはじめ、貧困等による生活困窮者や障がい者、外国人への支援が必要である。また、介護等により、働きたい又は社会で活躍したいと考えているにも関わらず、実現できない人にとってもこれらの支援は重要となる。

（重点目標３） 子育て・介護支援

現行計画から継続して取り組むことが望ましい。

（重点目標４） 男性の家事・育児・介護への参画

現代社会においては、男性の家事・育児・介護等への参画は、従来にもまして大きな意義を持つようになってきている一方で、現状として、男性の家事・育児・介護等への参画が進んだ社会とは言い難い状況にある。男性の育児の日を設定するなど、更なる意識啓発事業を展開するとともに、男性の育児休業の取得促進等についても取り組むべきである。

（重点目標５） DVや性的な暴力の根絶

DV・デートDVの予防のための教育や情報発信の強化が必要であり、各関係機関が早期に気づき、早期に対応する対応力の向上を目指すとともに、一従事者を孤立させずにチームで被害者を最後まで支援する体制の構築を目指す必要がある。

（重点目標６） 性的マイノリティ等多様な性に関する意識づくり

性的マイノリティに対する正しい理解や偏見・差別についての根絶等、性的マイノリティに関する意識づくりのための取組や教育を新たに取り入れるべきである。

＜基本目標Ⅲ＞

「人と人・男性と女性」が活躍できる

環境づくり

少子高齢化が進行する中で社会経済活動を活性化し、いきいきと安心して暮らせるためには、誰もが共にあらゆる分野に参画することのできる環境づくりが必要である。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画を通じて、その個性と能力を発揮することにもつながっていく。

現行計画に引き続き、まちづくりのための社会参画と労働環境整備について、あらゆる分野で活躍できるための環境づくりという基本目標を一元化し、一体的に取り組むことが適当と考える。

この基本目標の達成に向けた重点目標を次のとおり示す。

（重点目標１） 政策、方針決定への女性の参画促進

聖籠町議会議員の女性割合は 35.7%（2022 年 9 月 30 日現在）と、県内市町村議会議員の女性割合である 13.7%（2021 年 12 月 31 日現在）を大きく上回っていることは町の強みとして活かすべきである。

しかしながら、第 5 次聖籠町総合計画では、2025 年までに、各種委員会への女性委員の登用率を 32.7%以上に引き上げることを目標に掲げているものの、現時点では、達成ができていない状況にある⁷。そのため、審議会等への女性の登用率向上については引き続き取り組む必要がある。

（重点目標２） 女性の能力開発・発揮のための支援

現行計画から引き続き取り組むべきである。

（重点目標３） 地域・防災活動への女性の参画促進

特に、防災に関する取組は、町民全体の安心・安全にかかわる重要課題であり、社会的少数者の視点を取り込むことが必要である。なかでも女性の視点を生かした防災啓発・応

⁷ 【町の委員会等への女性の登用率】

地方自治法第 202 条の 3 に基づく審議会等：24.3%、同法第 180 条の 5 に基づく委員会等：26.9%（令和 4 年 4 月 1 日現在）

急手当指導などは、大きな役割を果たす。

よって、防災分野に女性の視点が反映されるよう、国が示す「災害対応力を強化する女性の視点」などのガイドラインに則り、女性視点での避難所運営や平時の防災体制の整備を検討すべきである。

（重点目標４） 就業機会の均等と労働環境の整備

男性中心型労働慣行の是正は、国を挙げ取り組んでおり、町においても取組がなされるべきである。男女共同参画の視点に立った職場環境の整備に向けて、ハッピー・パートナー企業の登録促進や、長時間労働の是正・年次有給休暇の取得促進について企業への働きかけが必要である。

（重点目標５） 農水産業及び商工業者の男女共同参画の確立

現行計画から引き続き取り組むとともに、女性の新規就農者を促すような施策について検討すべきである。

<基本目標Ⅳ>

計画の確実な推進

現行計画では、計画を確実に推進するための体制づくりを目標としていたが、現状として新たな推進体制を構築したところであり、次期計画では、計画を確実に推進することを目指すべきである。そのためには、新設した推進体制をどのように活用するかがポイントとなる。また、男女共同参画の視点に立って業務を遂行するという職員の意識改革も課題である。この基本目標の達成に向けた重点目標を次のとおり示す。

（重点目標１） 庁内の推進体制の充実

新設した推進体制を有効活用するとともに、職員の意識の更なる向上が求められる。

（重点目標２） 計画の進行管理

策定された計画が、着実に推進されるためには、計画の実施状況を計画的にフォローアップすることが必要である。そのためには、計画に成果指標を掲げるとともに、当委員会による客観的な評価がなければならない。

また、その評価結果は、町民に広く公表されることが重要である。

(重点目標 3) 近隣自治体、県及び関係団体との連携

町単独での取組に予算や財政上の制約があるとするならば、これまで以上に近隣団体との事業の共同実施や県又は関係団体の事業の活用などを検討すべきである。

(重点目標 4) 町民や事業者との協働

関係団体等との連携に加え、町民や事業者の意見を取組に随時反映すべきである。

5 計画期間

2023年4月から2028年3月までの5年間とし、必要に応じて内容の見直しを行うものとする。

6 参考資料

(1) 検討の経緯

当委員会では、次のとおり計5回の会議を設けた。各回における会議資料や議事録については、聖籠町ホームページに掲載されているので、参照されたい。

○ 第1回 令和4年10月18日

(議題)

- ・ 男女共同参画についての概論説明
- ・ 町の取組の現状報告・意見交換

○ 第2回 令和4年11月24日

(議題)

- ・ 現行計画の検証結果の報告・意見交換
- ・ 次期計画で取り組むべきテーマについて意見交換

○ 第3回 令和4年12月22日

(議題)

- ・ 答申の骨子について意見交換

○ 第4回 令和5年1月16日

(議題)

- ・ 答申書案について意見交換

○ 第5回 令和5年1月25日

(議題)

- ・ 答申書の決定

(2) 聖籠町男女共同参画計画策定委員会名簿（敬称略）

◎：委員長、○：副委員長

選出区分	氏名	機関名等
1号委員 学識経験者	◎藤本 晃嗣	敬和学園大学人文学部国際文化学科 准教授
	○稲田 陽子	元・山倉小学校長
2号委員 関係機関の 職員	梅田 昌己	新発田公共職業安定所長
	高橋 真弓	聖籠町教育委員会 委員
	細野 フミ子	聖籠町商工会女性部長
	岩渕 せん	聖籠町農業委員会 委員
	坂上 利夫	聖籠町社会福祉協議会 理事
	手嶋 京子	聖籠町民生委員・児童委員協議会 委員
	村上 尚男	日本海エル・エヌ・ジー株式会社 総務部 人事労務課長
津島 亨	日本シイエムケイ株式会社 人事総務部 新潟総務課長	
3号委員 一般町民	阿部 郁夫	(一般町民)
	菅原 菊子	(一般町民)
	小林 伸一郎	(聖籠中学校PTA 会長)
	小林 敏明	(代表区長)
	宮野 久美子	(聖籠町交通安全母の会 副会長)

(3) 聖籠町男女共同参画計画策定委員会条例

平成 16 年 6 月 25 日

条例第 21 号

(設置)

第 1 条 聖籠町男女共同参画計画の策定にあたり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、聖籠町男女共同参画計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、聖籠町における男女共同参画計画の策定に関する事項について調査及び検討し、その結果を町長に報告する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

3 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関の職員
- (3) 一般町民
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。